

酒類製造免許申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒税法第7条第1項の規定により酒類の製造免許を受けようとする場合に使用してください。
- 2 製造免許申請書次葉1から5はこれに限らず、同等のものを添付して差し支えありません。
- 3 この申請書は、酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 4 「製造場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載するとともに、その位置を明瞭に記載した図面（製造免許申請書次葉1）を添付してください。
 - (1) 「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書の地番）を記載してください。
 - (2) 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）により市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - (3) 「名称」欄には、製造場の名称（〇〇工場、〇〇蔵等）を記載してください。
- 5 製造しようとする酒類の範囲は、成分規格、原料又は製造方法等の区分により、当該酒類の範囲を明瞭に記載してください。
- 6 製造方法は、製造免許申請書次葉3を作成の上、次のうち必要なものを作成の上、添付してください。
 - (1) 酒母の1仕込製造方法
 - (2) _____の1仕込製造方法
 - (3) _____のもろみ1仕込製造方法
 - (4) 果実酒・甘味果実酒の1仕込製造方法
 - (5) ビール・発泡酒の1仕込製造方法
 - (6) _____の1仕込製造方法
 - (7) 1分界又は1かまの蒸留方法
- 7 試験製造の期間は、試験のために必要な最終日までの期間を記載してください。
- 8 関係書類は、「酒類等の製造免許申請書類一覧表(CC1-5102-2)」により、各免許等区分ごとに定める必要書類を添付し、各申請の内容による申請書等チェック表(CC1-5102-2(1)～CC1-5102-2(11))により確認してください。

なお、この一覧表に定める添付書類は原則的なものであり、申請者が過去1年程度の期間内に他の酒類製造免許等の申請を行っており、その際に提出されている書類を利用することができる場合等、税務署長が他の方法により確認することができるため、関係書類の添付は特に必要がないと認めたものについてはその添付を省略することができますから、実際に必要な添付書類及びその作成方法については、税務署と十分相談してください。
- 9 審査状況のお知らせは、申請のあった製造免許について、酒税法第10条第1号から第11号までに規定する拒否要件に該当しないことが確認できた時点で、免許付与前に審査の状況をお知らせするものです。

審査状況のお知らせの受取りの希望の有無について、記載してください。